

## 船舶事故調査報告書

令和5年8月2日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和4年7月3日 20時45分ごろ
発生場所	山口県阿武町モドロ岬東方沖 宇田郷港今浦防波堤灯台から真方位234° 2.1海里付近 (概位 北緯34° 32.7' 東経131° 30.2')
事故の概要	ミニボート（船名なし）は、航行中、浸水して転覆した。
事故調査の経過	令和4年7月19日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（全長2.46m）
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.3m、潮汐 低潮期、海面水温 約26℃
事故の経過	<p>本船は、操縦者ほか同乗者1人が乗り、磯場での釣りを終えて帰航中、船首方からの約0.3mの波を受け、海水が連続して船首部の舷側を越えて船内に打ち込んでくるので海水をかき出そうとしたが、バケツ、袋等を持ち合わせておらず、十分な排水作業を行うことができないまま船体が傾斜して転覆した。</p> <p>操縦者及び同乗者は、落水後、転覆した船体にしがみつき、同乗者が携帯電話で118番通報を行い、来援した海上保安庁の巡視艇に救助された。</p> <p>操縦者は、ミニボートを操縦するのは初めてであった。</p> <p>操縦者は、本事故当時、波の高さは約0.3mであったが、2人が乗船して釣り道具及び漁獲物を積載していたので、本船の乾舷が小さくなり、海水が舷側を越えて打ち込んできたと思った。</p> <p>本船の乾舷は、本事故当時、約20cmであった。</p> <p>操縦者及び同乗者は、固型式救命胴衣を着用していた。</p>
分析	本船は、操縦者及び同乗者が2人で乗船し、釣り道具及び漁獲物を載せ、約0.3mの波高に対して乾舷が小さい状態で出航したことから、船首方から波を受けた際、海水が船首舷側を越えて船内に打ち込み、転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、2人が乗船し、釣り道具及び漁獲物を載せ、約0.3mの波高に対して乾舷が小さい状態で出航したため、波を受けた際、海水が船首舷側を越えて船内に打ち込み、転覆したものと考え

	られる。
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ミニボートの操縦者は、乾舷が小さく、航行中に波を受けた場合には、海水が船内に打ち込みやすいことを考慮し、また、船外へ排水を行えるようバケツ等を準備しておくこと。</li><li>・ミニボートの操縦者は、転覆を防止するため、サイドフロートを装着することが望ましい。</li></ul>